

栗山町総合計画の策定と運用 に関する条例

【解説書】

栗山町

栗山町総合計画の策定と運用に関する条例

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策、事業（以下「政策等」といいます。）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

【 解説 】

- 1 この条例は、栗山町自治基本条例（平成25年条例第20号）第25条第8項の規定に基づき、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めるものです。
- 2 本条は、この条例の目的を明らかにしたもので、この条例全般を通じての解釈と運用の指針となるものです。

（総合計画の位置付け）

第2条 総合計画は、町政における最上位の計画であり、町が進める政策等は総合計画に根拠を置くものとします。

【 解説 】

- 1 総合計画は、財政の健全化と自律的で个性的な町政運営の両立を前提に、計画期間内における政策等の総合的かつ計画的な実行の指針となるものであり、町が定める全ての計画の最上位に位置することを定めています。
- 2 「町」とは、議会、町長（地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。）とその他執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）をいいます。

（総合計画の名称）

第3条 総合計画の名称は、「栗山町第 次総合計画ー 年度～ 年度」とします。

（総合計画の体裁等）

第4条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、政策等を分かりやすく体系化します。

- 2 総合計画は、町民が簡便な方法で入手できるものとします。

【 解説 】

「町民」とは、町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいいます。

第2章 総合計画の構成

（総合計画の体系）

第5条 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、進行管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。

【 解説 】

- 1 総合計画の計画期間は、急速に変わる社会経済情勢への対応や、町長の任期を考慮した8年と定め、次期総合計画は、当該総合計画期間の最終年度（8年目）に策定し、翌年度から実行します。「原則」としたのは、総合計画の策定と改定年度以外の年度において町長が交代した場合、計画期間と町長任期との整合を図る必要があるためです。
- 2 平成23年8月1日施行の地方自治法改正により、「議会の議決を経た市町村基本構想の策定義務」が撤廃されましたが、本町においては、栗山町自治基本条例第25条第3項及び栗山町議会基本条例第8条第1号の規定に基づき、基本構想と基本計画を議会の議決の対象としています。

（基本構想）

第6条 基本構想は、町政運営の理念と基本的な政策の方向性を定めるほか、総合計画の推進に当たっての必要な事項により構成し、当該総合計画の策定と運用の指針とします。

【 解説 】

- 1 「基本的な政策の方向性」とは、当該総合計画の計画期間内における重点政策や、教育、福祉、産業等の各政策分野の基本的な方針をいいます。
- 2 「総合計画の推進に当たっての必要な事項」とは、計画の期間と構成や、計画の財源、財政の健全化に向けた方策、策定と改定手続、進行管理方法等をいいます。

（基本計画）

- 第7条 基本計画は、原則として前期4年の実施計画と後期4年の展望計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。
- 2 実施計画は、財源調達を含めて実施が確実に見込まれる政策等により構成します。
 - 3 展望計画は、将来を展望する政策構想と総合計画の策定時点では緊急性の低い政策等により構成します。

【 解説 】

- 1 実施計画は、従前の実施計画における政策等の評価や、町長選挙において当選者が掲げる公約、計画策定時点での後期展望計画に表記した政策構想等を総合的に検討して策定します。

- 2 後期実施計画は、第9条に規定する計画策定の手順により策定するとともに、次期総合計画を考慮して策定します。

(進行管理計画)

第8条 進行管理計画は、実施計画に基づく主要事業の適切な進行管理に必要な事項を記載する政策情報であり、町長とその他執行機関はその情報を公表します。

- 2 町長とその他執行機関は、第12条第1項の規定に基づき政策等の追加、変更、廃止をしたときは、それぞれの主要事業について、その年度と理由を明記した上で、前項の規定に基づいて進行を管理します。

【 解説 】

- 1 第1項における「主要事業の適切な進行管理に必要な事項」とは、主要事業の目的、実施内容、財源構成、目標値、達成度、進捗状況等をいい、栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）第6条（町長による政策等の形成過程の説明）と、第7条（予算・決算における政策説明資料の作成）の規定を踏まえて作成されるものです。
- 2 第2項は、第12条第1項の政策等の追加、変更、廃止によって実施計画に変更が生じた場合は、その内容を進行管理計画にも明記することを定めたものです。

第3章 総合計画の策定手続

（総合計画の策定手続）

第9条 町は、総合計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、広く町民の参加機会を保障します。

2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、行財政改革推進計画等との整合性に留意して策定します。

3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加、議会による政策提案等を踏まえて総合計画原案（以下「計画原案」という。）を作成し、栗山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問します。

4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。

5 町長は、審議会からの答申を尊重して総合計画案を策定し、議会に提案します。

6 議会は、町長から提案された総合計画案について、慎重な審議を経て議決します。

【 解説 】

- 1 第1項は、総合計画の策定に当たり、その策定プロセスを明らかにするとともに、町民の参加機会を設けることを、町に義務付けることを定めたものです。
- 2 第2項における「行財政改革推進計画等」とは、持続可能な行財政構造を構築するための方策を定めた行財政改革推進計画と、職員定数と組織編成、職員配置等の行政体制の適正化を目的とする計画をいいます。
- 3 第3項における「多様な方法で町民の参加を推進」とは、パブリックコメント、まちづくり懇談会、アンケート調査等の手法を適切に用いることをいい、地域、年齢、性別等に偏りのないよう公平性の確保が必要となります。また、町民参加の目的と論点の明確化、参加の対象者の明確化、場所の設定、意見等を出しやすい手法の工夫など、町は常に創意工夫を重ねる必要があります。
- 4 第3項における「職員の参加」とは、職員個々による政策提案の実施や、所属を超えた政策検討会の開催など、職員の専門性と総合性を発揮した参加の取組をいいます。また、多様な町民の参加機会において出された意見等を総合的に検討し、政策立案する役割も重要です。
- 5 第4項は、町長に答申するまでの総合計画審議会が行う業務を定めたものです。
- 6 第5項の「答申を尊重して総合計画案を策定」とは、審議会からの答申について、課題等を整理し、その公益性や実効性について検討を行うとともに、財源の裏付けなど行財政改革推進計画等との整合性を図ることをいいます。
- 7 第6項の「慎重な審議を経て」とは、栗山町議会基本条例第4条（町民参加及び町民との連携）と、第9条（自由討議による合意形成）の規定を踏まえ審議を行うことをいいます。

(情報の作成と公開)

第10条 町は、前条第3項に定めた町民の参加を効果的に推進するため、総合計画の策定に当たって討議すべき課題と論点を整理した文書のほか、必要な情報を作成し、町民に提供します。

2 町民は、前項の情報の作成と提供に関して、意見を述べることができます。

【 解説 】

- 1 本条は、総合計画の策定に当たって、町民の各種参加を効果的に進めるために不可欠な情報の作成と提供を、町に義務付けたものです。
- 2 第1項における「必要な情報」とは、次の各号に掲げるものをいいます。
 - (1) 政策等の発生源
 - (2) 検討した他の政策案等の内容
 - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 関係ある法令又は条例等
 - (5) 政策等の実施にかかわる財源措置
 - (6) 将来にわたる政策等のコスト計算
 - (7) その他必要な情報
- 3 第2項は、町が作成する第1項の情報に関して、意見を述べる権利が町民にあることを定めたものです。

第4章 総合計画の運用

（総合計画と予算の原則）

第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

【 解説 】

町が進める政策等は、総合計画に根拠を置くものとし、総合計画に基づかない政策等は予算化しないことを原則とするものです。

（総合計画の見直し）

第12条 町は、政策等の追加、変更、廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、総合計画を見直すことができます。

2 町は、前項の規定による見直しを行うに当たって、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。

【 解説 】

- 1 第1項における「必要が生じたとき」とは、自然災害等の緊急事態や、国の経済・財政対策等の緊急政策の展開、社会経済情勢の急激な変化への柔軟な対応、総合計画の策定と改定年度以外の年度において町長が交代し、その公約を反映する場合等をいいます。
- 2 第2項における「広く町民の意見を反映する必要があるとき」とは、栗山町自治基本条例第21条第1項の規定するもののほか、町民生活に影響を及ぼす政策等で、町が特に町民の参加機会が必要であると判断したものをいいます。また、「可能な限り」とは、決定に迅速性が求められ、町民参加手続を行って決定するまでの時間を設けることができない場合があることを意味します。

（各政策分野の基本的な計画）

第13条 栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）第8条第2号から第5号までに規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。

2 前項の計画は、第9条に規定する総合計画の策定手順を例として策定します。

【 解説 】

- 1 本条は、総合計画以外の「各政策分野の基本的な計画」を総合計画の下位に位置づけ、整合性をとりながら策定又は改定することを定めたものです。
- 2 「栗山町議会基本条例第8条第2号から第5号までに規定する議会の議決事項とする計画」とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 栗山町都市計画マスタープラン
- (2) 栗山町住宅マスタープラン
- (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (4) 次世代育成支援行動計画

3 「各政策分野の基本的な計画」とは、栗山町議会基本条例第8条に規定するもののほか、総合計画に関連する各政策分野において基本となる方針を定める計画をいい、町が個別に策定する自主計画と、法令や国又は北海道の要請に基づいて策定する計画を含みます。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。